



平成 28 年 2 月 4 日

各 位

会 社 名 カンロ株式会社  
代表者名 取締役社長 戸名 厚  
(コード：2216 東証第二部)  
問合せ先 取締役常務執行役員  
管理担当兼管理本部長 森本 憲治  
(T E L 03-3385-8811)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 4 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 66 期定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、約 2 年前に執行役員制度を導入してから現在に至るまで、役付取締役を置いておらず、役員役位は、社長を含め全て執行役員役位としております。また、執行役員管掌範囲は、役員管掌表にて定めていることから実態に即した内容とするため、現行定款第 23 条を削除するものであります。
- (2) 当社は、約 2 年前から会長職を置いておらず、現在、取締役会の議長は、社長が務めております。仮に将来会長職を設置したとしても、社長が取締役会の議長を務めることは、一般的であると考えられることから、現行定款第 25 条を変更するものであります。
- (3) 2015 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 32 条及び第 46 条に所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第 32 条(社外取締役との責任限定契約)の変更については、各監査役の同意を得ております。また、取締役及び監査役の責任免除にかかる規定は、それぞれ 1 つの条にまとめて記載するのが一般的であることから、現行定款第 32 条及び第 46 条を削除し、同趣旨の規定を定款変更案第 30 条第 2 項及び第 44 条第 2 項にそれぞれ移設するものであります。
- (4) 当社は、現在 3 名の監査役が就任していますが、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定款変更案第 35 条を新設するものであります。
- (5) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 3 月 29 日 (火)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 29 日 (火)

以 上

別紙

<変更の内容>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役の分掌) 第23条 <u>取締役会の決議をもって各取締役の業務分掌を定める。</u> ②<u>取締役会長は取締役会の議長として、取締役会の議事を掌理し、かつ会社の業務を統理する。</u> ③<u>取締役社長は会社の業務を総理する。取締役会長が空席であるときは、取締役社長が取締役会の議長として、取締役会の議事を掌理する。</u> ④<u>取締役副会長は取締役会長および取締役社長を補佐し、特定の業務を行う。</u> ⑤<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の各取締役は、取締役社長を補佐し業務を処理する。</u> ⑥<u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。</u></p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u> ②<u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第26条～第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第32条 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第33条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> ②<u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第25条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、<u>取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令に定める限度額の範囲内で免除することができる。</u> ②<u>当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第31条～第34条 (現行どおり)</p>

<p>(新設)</p> <p>第37条～第44条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第46条 当社は、社外監査役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第47～第53条 (条文省略)</p>	<p>(補欠監査役)</p> <p>第35条 当社は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、<u>株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>②補欠監査役の選任決議の定足数は、前条第2項の規定を準用する。</p> <p>③補欠監査役の選任決議の効力は、<u>選任決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>第36条～第43条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、<u>会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令に定める限度額の範囲内で免除することができる。</u></p> <p>②当社は、監査役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第45条～第51条 (現行どおり)</p>
--	--

以上